平成２４年（フ）第５２８号
静岡市葵区銭座町61番地の１、開始決定時の住所静岡市葵区南沼上１丁目４番21号
破産者　川口　　隆
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５７号
静岡県藤枝市青木１丁目16番４号　ブルーウッド103号、旧住所静岡県島田市本通７丁目7672番地の１
破産者　岩本まつ江
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０７号
静岡県藤枝市南駿河台４丁目４番６号　リヴェルM　A棟202号、旧住所静岡県島田市道悦島242番地の３
破産者　塚本いづみ
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３４５号
名古屋市西区栄生１丁目26番16号　今井ビル202号
破産者　太田　美帆（旧姓後藤）
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５５５号
名古屋市港区港楽３丁目８番８号
破産者　新山　奈穂
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１号
名古屋市熱田区二番２丁目18番24号　今津ビル301号
破産者　西田　真吾
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８２号
京都府京丹後市網野町網野507番地
破産者　山中　伸一
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第８３号
京都府京丹後市網野町網野507番地
破産者　山中加代子
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第３７８号
東京都板橋区高島平２―32―３―705、開始時の住民票上の住所大阪府東大阪市長堂２丁目16番16号
破産者　小林　成共
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１８６号
大阪市北区池田町３番21―1910号
破産者　胡　　英輝
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３７２号
神戸市須磨区行幸町１丁目４番20―602号、開始決定時の住所神戸市須磨区須磨浦通２丁目２番27号
破産者　大谷　政行
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１６０号
神戸市長田区堀切町14番10号　寿マンション302号
破産者　南場　敏雄
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１４号
神戸市須磨区白川台２丁目37番地の３　県住４―136号
破産者　古閑　和子
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５２号
神戸市兵庫区石井町８丁目２番21―402号
破産者　村上　悦次
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２９０号
広島市安佐南区祇園１丁目11―19―302、住民票上の住所広島市安佐南区長束３丁目37番21号
破産者　松本　優子
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６号
大分県別府市大字鶴見3350番地の２、開始決定時の住所大分県別府市大字鶴見2934番地の５
破産者　新原　孝三
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４号
宮崎県日南市梅ケ浜１丁目３番１―201号
破産者　上村三千明
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第３５７号
沖縄県那覇市古島２丁目26番地７　４階
破産者　岸本　英作
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部